

令和 7 年度
事 業 計 画 書

社会福祉法人うめの木学園

1、はじめに

(1) 世界情勢の不安定化や地球規模での気候変動等の影響により、物価高騰はとどまるところを知らず、日本人の主食にして国内自給率 100%のはずのコメの値段までもが異常な値上がりをしている。このような日常生活に欠かせない物品の価格高騰は、今後の法人経営に、徐々にダメージを与えるものと予想される。

また、館内の通信環境の整備により、パソコン業務の効率化や見守りカメラの導入等が進んだが、便利になればなるほど、それらに係る保守管理費が増大することになる。

さらに、全産業分野における人手不足と国挙げての賃上げ推奨による賃金上昇の波は、福祉業界においても、経営上のプレッシャーになっている。

一方、我々の収入源である福祉サービス価格は、国により定められており、他分野では可能な価格転嫁をすることができない仕組みになっているため、法人経営においては、収入の安定化と支出の抑制管理が重要となる。

(2) 世間一般には、すでに脱コロナ社会が定着し、社会の様々な活動等がコロナ前の水準に戻っているようである。多くの福祉施設でも、日常的な活動や行事等について、コロナ前の状況に戻す動きが進んでいる。

当学園においても、脱コロナに向けて動き始めてはいるが、一旦陽性者が発生すると、施設の休業等、経営に大きなダメージをもたらすため、慎重な検討が必要である。令和8年度に脱コロナを実現すべく、今年度は一年をかけて様々な課題検討に当たることとする。

2、公益的事業への取り組み

(1) 令和5年度において、「LPガスを燃料とした非常用自家発電設備」の整備に合わせ、体育館に「ガス式空調設備」を設置し、令和6年度において、体育館の屋根・外装改修及び体育館に通ずる私道拡幅を行ったことにより、体育館を福祉避難所として活用する設備面での体制は、より充実したものとなった。

一方、福祉避難所の運営に関して、法人は知識も経験もなく、現在入所されている利用者の状態を考慮すると、法人が避難所を運営することは相当困難であり、現実的ではない。

今後、公益的取り組みとして小松市との協定を継続するためには、必要物品の備蓄と合わせ、福祉避難所の運営について研究していくことが求められ、令和7年度

においてその端緒を開きたい。

- (2) 就労継続支援B型事業における、授産作業を通した地域貢献・地域協力・地域協働について、現状維持にとどまらず、さらに発展させるよう工夫していくこととする。
- (3) 福祉事業者の責務として、次代の人材育成に貢献するため、福祉業界への就労を目指す学生の実習受け入れを、さらに積極的に進めていくこととする。
- (4) 県立小松特別支援学校との協力関係を強化するため、学校行事の際に、体育館や駐車場の使用について、でき得る限り要請に応えていくこととする。

3、経営安定化に向けた取組

経営安定化のためには、収入の安定化が基本となる。令和6年度の報酬改定においては、可能な限り加算を取得できるよう、職員配置等に工夫することで、ほぼ想定通りの結果となった。ここから収入を維持するためには、利用者の確保が重要となる。特別支援学校からの実習生受け入れ、通所利用者の家庭状況に応じた入所利用の助言等、積極的に利用者獲得の動きを進めていくこととする。

4、人材育成に向けた取組

新年度においては、新卒者採用の予定はないが、昨年度OJTの対象となった職員のフォロー・相談相手として、引き続きOJTチームにその役割を担ってもらう。

5、職員の処遇改善への取り組み

一般企業、とりわけ大企業の賃上げ幅の大きさがニュース等で盛んに取り上げられているが、中小企業の多くがこの流れについていけないと報道もあり、特に福祉業界は完全に置き去りにされた感が強い。

そんな中でも、令和7年度においても、報酬に含まれる処遇改善笠野をでき得る限り取得し、職員給与の改善を図っていくこととする。

また、加算を活用した処遇改善とは別に、法人会計決算において剰余金が出そうな状況にあっては、特別賞与等の形で法人独自の給与改善を実施できるよう努力する。

6、働きやすい職場環境の整備

令和7年度においては、「働きやすい職場づくり」を更に進めるため、以下の取り組みを行い、業務の効率化、業務偏りの解消等につなげていくこととする。

- (1) 介護現場及び事務仕事において、業務の洗い出しを行い、現場の課題抽出を行う。
- (2) 上記(1)を実施するための委員会を設置する。
- (3) その結果を受けて、必要に応じた業務内容の見直しと課題解決、及び役割分担の適正化等に取り組む。

7、業務効率化のための介護ロボット・ICTの活用

令和4年度からの継続事業として、Wifi環境の拡張がワークセンターまで達し、電話機の増設と合わせ、通信環境が整った。さらに、WIFI環境を活用した見守りカメラの導入も進み、利用者の安全確保と職員の業務効率化につながっている。

令和7年度においては、懸案となっているセンサーマットの利用範囲拡張について、現有機器で可能なのか、新たなシステム構築が必要なのかの判断について、関係業者と協議していくこととする。

8、災害対策及び感染症対策

前年度に引き続き、防災委員会及び感染症対策委員会を設置し、主に、事業継続計画(BCP)の内容の周知及び見直し、BCPに関する研修会及び訓練の実施に当たってもらう。

加えて、火災想定、土砂災害想定など、例年実施している避難訓練についても、定期的に実施していく。

9、虐待防止への取り組み

- (1) 虐待防止委員会を、身体拘束適正化検討委員会と兼ねる形で設置し、必要事項、課題等について検討を深めていくこととする。
- (2) 知識習得のための研修だけでなく、現実の支援現場での日常に視点を置いたミニ研修を、毎月の職員会議の中で実施していくこととする。研修は、主に虐待防止委員会に所属する支援員に担当してもらい実施していくこととする。

(3) 身体拘束適正化検討委員会については、該当事案が持ち上がった時に、身体拘束の必要性、妥当性等について、その都度検討するとともに、拘束が漫然と継続されることがないよう、2ヶ月に1回程度を目途に検討会を開催することとする。

10、地域連携の取り組み

- (1) 引き続き、小松市が進める地域生活支援拠点等事業の運営会議に参画していくとともに、入所施設利用者の状況や感染症流行状況等を勘案しつつ、可能な範囲で協力していくこととする。
- (2) 現在、新型コロナ感染症発生時の支援について協定している小松ソフィア病院に対し、対象範囲を拡大し、新興感染症発生時にも対応してもらえるよう、協力要請をしていくこととする。
- (3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業（グループホーム）を運営するに当たり、設置することが求められている地域連携推進会議について、6月末を目途に体制を整えることとする。

11、委員会の設置

学園内の業務を、より円滑に進めるため、各種委員会を設置し、業務の分割化を図ることとする。

- (1) 危機管理委員会
 - ①施設運営上、重大な影響を及ぼす恐れのある緊急的な事態への対応・検討。
 - ②利用者の生活や健康に深刻な影響を及ぼす恐れのあるリスクへの対応・検討。
- (2) 虐待防止委員会【身体拘束適正化検討委員会を兼ねる】
 - ①虐待防止のための啓蒙活動及び研修の実施。
 - ②虐待事案が発生した場合の対応。
 - ③身体拘束適正化のための事案検討。
- (3) 防災委員会
 - ①火災、土砂災害、地震を想定した避難訓練の計画立案及び訓練主導。
 - ②災害想定の事業継続計画（BCP）に関する研修及び訓練の実施。
 - ③災害関連マニュアル、BCP の見直し。
- (4) 感染症対策委員会
 - ①感染症想定の事業継続計画（BCP）に関する研修及び訓練の実施。

②感染症関連マニュアル、BCP の見直し。

(5) 生活委員会

①利用者の生活改善に係る検討及び提言。

②利用者の生活全般に関する業務及び物品の管理・調整。

(6) 行事委員会

①行事の企画・調整・運営 ※班ごとに行うミニ行事は対象外

②地域交流行事等をコロナ前の在り方に戻すための検討・提言（令和8年度に向けて）

(7) 作業委員会

①授産作業全般に関する管理・調整

②作業工賃の配分等に関する管理・調整

(8) 広報委員会

* 「うめの木だより」の作成

(9) ホームページ委員会

* ホームページの管理及び更新

(10) サビ管会議

①各班、各委員会から提示された課題等の対策検討。

②事故報告に対する確認、必要な場合には対策の見直し。

(11) 業務改善検討委員会【新規設置】

①日中の支援業務、夜勤業務、義務業務の各現場での業務の洗い出しを行い、円滑な業務遂行の妨げとなっている課題を抽出する。

②抽出した課題に対して、対応策、改善策を検討し、提言する。

③対応策、改善策の検討が困難な場合は、各班及びサビ管会議に課題内容を提示し、検討を委ねることとする。